

足立区保育従事者等永年勤続褒賞要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 保育従事者永年勤続褒賞（第4条―第8条）
- 第3章 家庭的保育者等永年勤続褒賞（第9条―第12条）
- 第4章 雑則（第13条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、足立区内（以下「区内」という。）の保育施設等に勤務する保育従事者及び家庭的保育者等の意欲向上と事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して褒賞を行い、もって感謝の意を表することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育施設等 認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。）、足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第9条に定める認可外保育施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。）、認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に定めた基準を満たし、東京都知事の認証を受けた保育所をいう。）、小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業をいう。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業C型を除く。）及び定期利用保育事業（東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に規定する定期利用保育事業をいう。）のいずれかのうち、法人又は個人が運営するものをいう。
- （2） 常勤 次に掲げる全ての要件を満たしていることをいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、当該保育施設等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務しているものであること。
- （3） 保育従事者 保育士及び保育補助者等をいう。
- （4） 保育士 次のいずれかに該当する者のうち、常勤の職員として雇用されている者をいう。

ア 保育施設等（幼稚園型認定こども園（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する認定こども園をいう。

以下同じ。）を除く。）に勤務する保育士

イ 幼稚園型認定こども園に勤務する満3歳未満の子どもの保育に従事する保育士

(5) 保育補助者等 次に掲げる全ての要件を満たしている者のうち、保育士以外の者をいう。

ア 保育施設等に勤務していること。

イ 保育施設等において、直接保育業務に従事していること。

(6) 家庭的保育者等 家庭的保育者及び家庭的保育補助者をいう。

(7) 家庭的保育者 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者及び足立区認定家庭的保育事業実施要綱（27足教子施発第2084号 平成27年11月5日子ども家庭部長決定）に基づき認定された家庭的保育者をいう。

(8) 家庭的保育補助者 満25歳から満68歳までの者（満68歳に達した年度の3月31日までの者を含む。）で保育に関する知識を有し、熱意のある者で、かつ、子ども子育て支援員研修若しくは区が認める研修を修了し、又は区が行う面接を受けた者をいう。

(基準日)

第3条 本要綱における勤続年数算定の基準日（以下「基準日」という。）は、推薦する年度の前年度の3月31日とする。

第2章 保育従事者永年勤続褒賞

(対象者)

第4条 区長は、保育従事者であり、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす者を褒賞する。

(1) 基準日において、区内の保育施設等に勤務しており、かつ、基準日が属する年の9月1日現在勤務を続けていること。

(2) 基準日において、区内の保育施設等における勤続年数が別表1に定める基準に該当すること。

(3) 勤務成績が優秀であること。

(4) 勤務先において、雇用保険に加入していること。

(5) 保育施設等の保育業務に従事していること（当該保育施設等の経営に携わる事業所の役員を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、褒賞受賞対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、褒賞の対象としないことができる。

(1) 刑事事件に関して、基準日現在において起訴されている者又は刑に処せられた者（刑が消滅した者を除く。）

(2) 過去に当該事業で褒賞を受賞し、同じ区分で推薦された者

(3) 履歴書で勤続年数が確認できない者

(4) その他、資格審査において不相当と認められた者

(勤続年数の基準等)

第5条 前条第1項の対象者にかかる勤続年数の基準及び褒賞の区分については、別表1のとおりとし、区長は、対象となる者に対し、褒状並びに区分及び勤続年数に応じた記念品を贈呈する。

(勤続年数の算定)

第5条の2 前条に規定する勤続年数の算定に当たり、次の各号に掲げる事項を留意するものとする。

- (1) 1カ月未満の端数がある場合には、当該端数を繰り上げて1カ月とすること。
- (2) 勤続年数に病休・育休等によって実務に従事していなかった期間が含まれているときは、勤続年数から当該期間を差し引くこと。
- (3) 区内の保育施設等を退職し、再度、当該保育施設等と同一の事業者が運営する区内の保育施設等に就職した場合においては、各々の勤続年数を合算することができること。
- (4) 保育士として勤務した期間及び保育補助者等として勤務した期間の両方がある場合においては、合算することができること。この場合において、当該者の褒賞の区分は、各期間を比較して勤務した期間が長い方の区分とする。

(推薦手続)

第6条 保育施設等を運営する事業者は、当該事業所等において、本要綱の規定に基づき褒賞に値すると認める者がいるときは、推薦書兼推薦予定者数報告書(様式第1号)、履歴書(様式第2号)及び同意書(様式第3号)により区長に推薦することができる。

(褒賞の決定)

第7条 区長は、前条の規定に基づき提出された書類(以下「提出書類」という。)を審査し、褒賞する者を決定し、当該褒賞決定者に対し、当該決定をした旨を通知する。

(褒賞の取消し)

第8条 区長は、褒賞決定者が第4条第2項各号のいずれかに該当すると判明したときは、該当者の褒賞を取り消すことができる。

第3章 家庭的保育者等永年勤続褒賞

(対象者)

第9条 区長は、家庭的保育者等であり、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす者を褒賞する。

- (1) 基準日において、区内で家庭的保育事業を実施し、又は区内の家庭的保育事業実施施設において勤務しており、かつ、基準日が属する年の9月1日現在勤務を続けていること。
- (2) 基準日において、区内での家庭的保育事業の実施又は区内の家庭的保育事業実施施設での勤務に係る勤続年数が別表2に定める基準に該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、褒賞受賞対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、褒賞の対象としないことができる。

- (1) 刑事事件に関して、基準日現在において起訴されている者又は刑に処せられた者

(刑が消滅した者を除く。)

- (2) 過去に当該事業で褒賞を受賞し、同じ区分で推薦された者
- (3) 履歴書で勤続年数が確認できない者
- (4) その他、資格審査において不相当と認められた者
(勤続年数の基準等)

第10条 前条第1項の対象者にかかる勤続年数の基準及び褒賞の区分については別表2のとおりとし、区長は、対象となる者に対し、褒状並びに区分及び勤続年数に応じた記念品を贈呈する。

(勤続年数の算定)

第10条の2 前条に規定する勤続年数の算定に当たり、次の各号に掲げる事項を留意するものとする。

- (1) 1カ月未満の端数がある場合には、当該端数を繰り上げて1カ月とすること。
- (2) 家庭的保育者等の勤続年数に休業期間が含まれているときは、勤続年数から当該期間を差し引くこと。
- (3) 区内の家庭的保育補助者として勤務した者に区内の他の家庭的保育補助者として勤務した期間がある場合においては、当該各期間を合算することができること。
- (4) 家庭的保育者として勤務した期間及び家庭的保育補助者として勤務した期間の両方がある場合においては、当該各期間を合算することができること。この場合において、当該者の褒賞の区分は、当該各期間を比較して勤務した期間が長い方の区分とする。

(褒賞の決定)

第11条 区長は、褒賞の対象者について、第9条に規定する要件に該当するか審査し、褒賞する者を決定し、当該褒賞決定者に対し、当該決定をした旨を通知する。

(褒賞の取消し)

第12条 区長は、褒賞決定者が第9条第2項各号に該当すると判明したときは、該当者の褒賞を取り消すことができる。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、褒賞の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (30足教子整発第1315号 平成31年1月15日 教育長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (2足教子整発第229号 令和2年5月20日 教育長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (3足教子私発第409号 令和3年6月7日 教育長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (4足教子私発第608号 令和4年6月15日 教育長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (6足教子私発第1344号 令和6年10月4日 教育長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年度に限り、改正後の別表1の規定については、同表保育補助者等の部5年の項中「5年以上6年未満」とあるのは「5年以上10年未満」と、同部10年の項中「10年以上11年未満」とあるのは「10年以上」とそれぞれ読み替えて適用する。

3 令和6年度に限り、改正後の別表2の規定については、同表家庭的保育補助者の部10年の項中「10年以上11年未満」とあるのは「10年以上20年未満」と、同部20年の項中「20年以上21年未満」とあるのは「20年以上」とそれぞれ読み替えて適用する。

4 令和6年度に限り、改正後の第6条の規定に基づく推薦については、同条の規定にかかわらず、別に定める様式により行うものとする。

別表1（第4条、第5条関係）

区分	勤続年数	記念品
保育士	5年 同一事業者（保育施設等を異にして人事異動を行う等相互に密接な関係を有する二以上の事業者がある場合においては、当該二以上の事業者を同一事業者とみなす。以下同じ。）が運営する区内の保育施設等に、基準日時点で引き続き5年以上6年未満勤務していること。	5,000円相当の金券
	10年 同一事業者が運営する区内の保育施設等に、基準日時点で引き続き10年以上11年未満勤務していること。	10,000円相当の金券
保育補助者等	5年 同一事業者が運営する区内の保育施設等に、基準日時点で引き続き5年以上6年未満勤務していること。	5,000円相当の金券
	10年 同一事業者が運営する区内の保育施設等に、基準日時点で引き続き10年以上11年未満勤務していること。	10,000円相当の金券

※ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、別に定めることができる。

別表2（第9条、第10条関係）

区分	勤続年数	記念品
家庭的保育者	10年 区内家庭的保育事業に、基準日時点で引き続き10年以上11年未満勤務していること。	10,000円相当の金券
	20年 区内家庭的保育事業に、基準日時点で引き続き20年以上21年未満勤務していること。	20,000円相当の金券
家庭的保育補助者	10年 区内家庭的保育事業実施施設において勤務しており、基準日時点で引き続き10年以上11年未満勤務していること。	10,000円相当の金券
	20年 区内家庭的保育事業実施施設において勤務しており、基準日時点で引き続き20年以上21年未満勤務していること。	20,000円相当の金券

※ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、別に定めることができる。